

## 議題 2 交通不便地域の指定について

### ◎交通不便地域の指定とは・・・

フィーダー補助金における補助対象要件の 1 つである接続性要件のこと。

接続性要件②(2)：地方運輸局長等が指定する交通不便地域を通り、地域間交通ネットワークと接続するものであること

- ・運輸局長指定の交通不便地域とは、フィーダー系統の利用を前提とする地域であって、半径 1 キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港等が存しない地域
- ・指定を受けた交通不便地域を通り、地域間交通ネットワークと接続するものが対象

### ◎令和 6 年度までのフィーダー補助金の申請は・・・

接続性要件①：補助対象地域間幹線バス系統と接続するものであること



ふれあいバスが、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金を受けている  
ちばフラワーバス株式会社八街線に接続していることを要件に補助対象となっている。



ちばフラワーバス株式会社八街線が地域間幹線系統確保維持費国庫補助金を受けている必要がある。

◎地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助要件について

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助要件の1つである「輸送量」について、「輸送量が15人～150人／日と見込まれること」が要件となる。

⇒現状では、ちばフラワーバス株式会社八街線は輸送量が15人以下となっている。

輸送量の補助対象要件については、令和6年度申請分までは、コロナ禍による特例による輸送量の条件緩和により、補助対象外にはならなかった。

しかし、令和7年度申請分からは、補助対象要件である輸送量について、コロナ特例が終了する見込みであることが事前に説明があったため、本来の輸送量が15人以上でなければ補助対象にならず、輸送量が回復する見込みがないことから、補助要件を満たせず、補助対象外となる見込みである。

◎令和7年度からのフィーダー補助金の申請は・・・

上記の通り、接続性要件①が満たせなくなる見込みであるため、ふれあいバスのフィーダー補助金についても対象外となる。

そのため、令和7年度以降もフィーダー補助金を申請するため、交通不便地域の指定を受ける準備を進めていた。

◎特例について継続の連絡

交通不便地域の指定を受ける準備を進めていたが、令和6年6月17日に正式に発表された「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（陸上交通）に係る補助要件の緩和等について」により、令和7年度申請においても、輸送量が15人未満であっても、例年通り補助対象外にはならないこととなった。

◎結論

令和7年度フィーダー補助金の申請については、例年通りの接続性要件により、申請をする。

しかし、補助要件緩和の特例が、来年以降も継続するかは、不透明であることから、今後、交通不便地域の指定を受ける必要がある際に、いつでも申請することができるように、引き続き準備を進めていく。